

美山地域デマンド型交通の新設について

【資料 8】

1 協議内容

路線名	美山地域デマンド型交通
内容	①道路運送法第79条の2 交通空白地有償運送 区域運行の新設及び申請書類の承認
新設理由	<p>現在運行している岐北線について、平成27年度から利用者が年々減少している。この要因の一つとして、高齢化による利用者人数の減少が考えられる。特に岐北線の昼間は、通勤・通学での利用者がある朝夕に比べ利用者が著しく少ない。また、乾乗合タクシーについては、現在もデマンド型交通であるが、利用客が横ばいとなっている。そのため、高齢者の利用が多い昼間の運行について、区域運行とすることで、運行範囲を拡大し、利用者人数の増加を図る。</p> <p>区域運行の実施方法は、事前登録を必要とするデマンド型交通とすることで、事前登録者一人一人にマイバス停を設定することができ、これまでより近い位置でバスに乗車することができる。これにより、これまで外出したくてもバス停が遠いなどの理由で外出できなかった人の足を新たに確保することができ、交通空白地を減少させることで利用者の増加を図る。</p>
実施予定日	令和3年6月1日
検討の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・岐北線の利用者が平成27年度より減少傾向。 ・乾乗合タクシーの利用者は横ばい。1人あたりの運行経費は、他路線に比べ非常に高い。 ・美山地域における高齢化率は年々増加しており、利用対象人数が減少している。 ・過去2年間実証実験を実施するとともに、今年度は、対象地域で3回バス調整会議を開催し、了承を得る。なお、1地域のみ反対意見多数のため運行方法を変更。 ・岐北線昼間の5往復及び乾乗合タクシー2往復を美山地域デマンド型交通に転換。
補助形態	運行委託
運行委託予定先	山口市社会福祉協議会

2 路線基本情報

運行路線	葛原線	乾線
運行形態	道路運送法第79条の2 交通空白地有償運送 区域運行	
運行経路概要	山口市高富地域、美山地域	
運行系統	①塩後～山県バスターミナル (降車のみ岐北厚生病院前まで) ②徳永公民館前～谷合	①米野～山県バスターミナル (降車のみ岐北厚生病院前まで)
運行時間	平日 8:00～16:50	平日 8:40～16:50
所要時間	①最大50分、②6分	①最大50分
運行日	平日 (土日祝日、8月13～15日及び12月29日～1月3日は運休) (予約が入っていない便についても運休) (②について、学休日運休)	
運行本数	①最大平日4.0回、②平日0.5回	①最大平日4.0回
停留所数	事前登録件数に応じてバス停数が増加	
ミーティングポイント(マイバス停)	<ul style="list-style-type: none"> ・山県バスターミナル以北の岐北線・岐北線神崎系統・岐阜板取線のバス停 ・美山地域内の公共施設、医療施設、郵便局、JA、商業施設等目的施設 ・利用登録者のマイバス停 ・平和堂高富店、岐北厚生病院(降車専用) 	
運賃	1乗車 200円(現金のみ)(山県BT～岐北厚生病院間で降車の場合は追加で100円) 障がい者、小学生以下、後期高齢者は無料 運転免許証自主返納者は半額	
運行車両	10人乗り車両 2台(予備車 2台(事業者持込))	
予約方法 利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に利用者登録を行い、ミーティングポイント(マイバス停)を設定 ・利用したい便の予約受付時間内に、予約センターに連絡し、名前、利用区間、乗車人数を伝える ・予約時に指定された時間にミーティングポイント(マイバス停)より乗車 <p>※予約受付時間:出発の30分前(第1便のみ前日の17時まで)</p>	
運行主体	山口市	
	住所:山口市高木1000番地1	電話:0581-22-6831

令和 3年 月 日

中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称 山県市
住 所 岐阜県山県市高木1000番地1
代表者の氏名 山県市長 林 宏優

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

山県市
岐阜県山県市高木1000番地1
山県市長 林 宏優

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
山県市の一部	岩佐、中洞、富永、青波、佐野、徳永、笹賀、椿、谷合、田栗、片原、神崎、円原、葛原、船越、日永、出戸、相戸、柿野、椎倉、伊佐美、赤尾、東深瀬、高木、高富

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
山県市社会福祉協議会	岐阜県山県市岩佐 1 1 7 7 - 1

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所 の名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
			※		※		※
山県市 社会福 祉協議 会	保有			2 ()		2	
	持込		※	2 ()	※ ()	2	※
	合計			4 ()		4	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

	一般	運転免許証 自主返納者	障がい者 後期高齢者、小学生
通常運賃 (山県バスターミナル以 北で乗降する場合)	200 円	100 円	無料
山県バスターミナル～岐北厚生病 院前で乗降する場合	300 円	150 円	無料

※支払いは現金のみ

※各種障害者手帳または後期高齢者医療被保険者証、運転経歴証明書の提示により割引

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

葛原線

山県バスターミナル行き

	1便	2便	3便	4便	
塩後	8:40	10:45	12:50	14:55	
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
馬場	8:50	10:55	13:00	15:05	0:10
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
谷合	9:00	11:05	13:10	15:15	0:10
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
徳永	9:05	11:10	13:15	15:20	0:05
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
岩佐口	9:20	11:25	13:30	15:35	0:15
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
山県バスターミナル	9:30	11:35	13:40	15:45	
平和堂高富店	9:35	11:40	13:45	15:50	0:05
岐北厚生病院前	9:40	11:45	13:50	15:55	0:05

塩後行き

	1便※	2便	3便	4便	5便	
岐北厚生病院前	…	…	…	…	…	
平和堂高富店	…	…	…	…	…	
山県バスターミナル	…	9:50	11:55	14:00	16:05	
	…	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
岩佐口	…	10:00	12:05	14:10	16:15	0:10
	…	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
徳永	…	10:10	12:15	14:20	16:25	0:10
徳永公民館	8:00	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
谷合	8:06	10:15	12:20	14:25	16:30	0:05
	…	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
馬場	…	10:30	12:35	14:40	16:45	0:15
	…	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
塩後	…	10:40	12:45	14:50	16:55	0:10

乾線

山県バスターミナル行き

	1便	2便	3便	4便	
米野	8:40	10:45	12:50	14:55	
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
本郷集会場前	8:50	10:55	13:00	15:05	0:10
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
乾公民館前	8:55	11:00	13:05	15:10	0:05
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
徳永/船越	9:05	11:10	13:15	15:20	0:10
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
岩佐口	9:20	11:25	13:30	15:35	0:10
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
山県バスターミナル	9:30	11:35	13:40	15:45	
平和堂高富店	9:35	11:40	13:45	15:50	0:05
岐北厚生病院前	9:40	11:45	13:50	15:55	0:05

米野行き

	1便	2便	3便	4便	
岐北厚生病院前	…	…	…	…	
平和堂高富店	…	…	…	…	
山県バスターミナル	9:50	11:55	14:00	16:05	
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
岩佐口	10:00	12:05	14:10	16:15	0:10
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
徳永/船越	10:15	12:20	14:25	16:30	0:15
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
乾公民館前	10:25	12:30	14:35	16:40	0:10
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
本郷集会場前	10:30	12:35	14:40	16:45	0:05
	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	
米野	10:40	12:45	14:50	16:55	0:10

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 空白地自家用有償運送

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	岐阜 302 ゆ 2343	10人	山県市	社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	
2	岐阜 302 ゆ 2344	10人	山県市	社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	
3	岐阜 302 ほ 7241	10人	社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	
4	岐阜 503 ほ 3861	6人	社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

(仕様書番号 第 山企交委-1 号)

(案)

委託業務契約書

収入
印紙

1. 委託業務の名称 美山地域デマンド型交通運行業務

2. 履行期間 着手 令和 3年 4月 1日

完成 令和 4年 3月 31日

3. 業務委託料

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	1	3	3	9	0	0	0

うち取引にかかる消費税
及び地方消費税の額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	0	3	0	8	1	8	

4. 契約保証金 免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山 県 市

代表者 山 県 市 長

林 宏 優

印

受注者 住 所

氏 名

印

美山地域デマンド型交通運行業務委託仕様書

1 委託業務名

美山地域デマンド型交通運行業務委託

2 委託等の場所

市が指定する地域

3 仕様書の趣旨

本仕様書は、市で令和3年度から運行する美山地域デマンド型交通の運行業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定める。

4 事業の目的

平成29年度に策定された山縣市地域公共交通網形成計画において具体的な実施事業として定められている路線再編事業のうち、岐北線昼便及び乾乗合タクシー2路線の代替運行として美山地域デマンド型交通の運行業務を実施するものとする。

5 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

6 旅客運送事業の種類

道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に定める交通空白地有償運送として実施するものとする。

7 業務内容

（1）運行方式

- ①基本ダイヤに基づき、予約制の「乗合方式」により、乗車場所から目的地（降車場所）までの区域運行とする。この場合、予約状況に応じた運行距離を優先した最適かつ安全な運行経路及び順序で運行する。乗降場所については、乗客と事前

に面談を行い、決定した地点とする。

②予約のない便については、運行しない。なお、いわ桜小学校の児童が利用する便については、その限りでない。

(2) 運行期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日までの期間中における平日とする。土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及びお盆期間（8月13日から15日まで）は運休とする。

(3) 路線及び乗降場所

①運行路線は、葛原方面、乾方面の2ルートとする。

②運行区域は、美山地域全域及び一部高富地域とする。美山地域については、原則どこでも乗降可能。高富地域内での乗降については、本市で設定した地点とする。なお、乗降場所は協議により増設する場合がある。

(4) 運行時間、運行回数

①運行時間は、葛原方面は、8時00分～16時55分の4.5往復、乾方面は8時40分～16時55分の4往復とする。

②各便の運行開始30分前までに予約がない場合は、その便の運行は行わないこととする。ただし、運行開始30分前が8時30分より早くなる場合は、これを前日17時までと読み替える。

③葛原方面については、いわ桜小学校児童が登下校で使用する徳永公民館8時00分発～谷合8時06分着、及び谷合15時19分発～徳永公民館前15時24分着については、必ず運行すること。なお、夏休み等により小学校が休校になる場合については、この限りでない。

(5) 運賃

①運賃は、1乗車200円とする。

ただし、小学生及び後期高齢者、障がい者（※）については、運賃を無料とする。

（※各種障害者手帳の交付を受けている者、また、その介護人及び付添人1人）

②運転免許返納者については、運賃を半額とする。

③（仮称）山県バスターミナル～岐北厚生病院間については、1乗車100円とする。

(6) 利用対象者

- ①利用対象者は、事前に電話による登録を行い、乗降場所を定めた者とする。
- ②（仮称）山県バスターミナルから乗車する方については、予約状況に空きがあり、かつ、降車地点が岐北線バス停であれば、登録していない方でも利用可能とする。

8 車両の仕様

（1）使用車両

- ①車両は、市が所持するものを無償貸与するものとする。
- ②両型式は、10人乗り普通車 2台
なお、使用車両は、予約人数に応じて変更可能とする。
- ③運行にあたっては、デマンド型交通であることが分かるように、マグネットシートを車両の両側面等に掲示するものとする。なお、マグネットシートの作成は市で行い、受注者に貸与する。
- ③事故や車検等により必要となる予備車両については、受注者で所持する以下の車両を使用すること。なお、予備車両を本事業で運用する際は、使用権限及び運送に伴う責任は本市にあるものとする。
 - ・岐阜 302 ほ 7241 10人乗り車両
 - ・岐阜 503 ほ 3861 6人乗り車両
- ④事故等により車両が破損した場合については、受注者において、車両の修理等を行う。

（2）車両の管理

- ①車両保管場所については、受注者が用意した場所を本市に無償貸与し、使用させるほか、市との協議の上で市が用意した場所を使用することも可とする。（別紙1）
- ②車両の燃料費、タイヤ購入交換費及び修繕費については、受注者において負担すること。

（3）車両の点検、定期点検、整備

貸与車両について、6ヶ月定期点検等の整備を実施し、点検整備結果を提出すること。また、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応すること。

9 保険

（1）損害賠償

受注者の運行業務により発生した損害賠償に対応するために、本事業で使用する車両に対して下記条件以上の保険に加入すること。

- ・任意保険 ①対人補償 1名につき無制限
- ②対物補償 1事故につき無制限
- ③車両補償 1事故につき時価
- ④搭乗者補償 1名につき3,000万円
- ⑤通院 1万円以上/人・日
- ⑥死亡・後遺障害 1千万円以上/人

10 登録・予約受付業務

(1) 登録方法

- ①登録受付は、令和3年4月1日から実施すること。
- ②受注者は、登録希望者からの電話に対して、氏名、電話番号、住所を聞き取る。後日、乗降場所の相談を行うために、1度面談を行い、乗降場所を決定する。
- ③登録者に対して、予約センターの電話番号や予約可能時間が分かるように、利用登録証を作成し、面談時に配布すること。

(2) 予約方法

予約は、事前に登録した方による電話で受け付ける。利用者から氏名、乗車日、利用する便、降車する場所、利用人数を聞き取る。この際、往復利用するか確認を行うこと。その後、登録で決定した乗降場所での乗車時間を利用者に伝えること。

(3) オペレーターの配置

- ①登録・予約受付業務を行うために、オペレーターを配置する。
- ②オペレーターは、必要に応じ配車指示または利用者からの問合せ等に対応する。
- ③オペレーターについては、必ずしも本業務に対する専属性は求めないものとする。

(4) 登録・予約受付時間

- ①登録・予約時間は平日8時30分から17時00分までとする。なお、予約受付の開始は、美山地域は運行日の4営業日前、桜尾地域は運行日の2営業日前とする。

②予約は、各便出発時刻の約30分前まで受け付ける。ただし、各方面の始発の予約は前日の17時00分までとする。(日祝日後の始発の場合は、土日祝日前の17時00分までとなる。)

③登録・予約受付時間は、協議により変更する場合がある。

1.1 運賃徴収業務

乗車時に所定の運賃の徴収を行い、適正に管理すること。なお、徴収した運賃は毎日集計を行い、運賃の種別(通常運賃、割引の有無等)及び金額をまとめた運賃日報を作成すること。

1.2 委託料

契約金額から、運賃収入を差し引いた額を委託料として支払う。なお、実車走行距離が想定内の1割以内の増減であれば、契約金額を変更しない。実車距離の想定は、別に市が定める。

1.3 業務報告書作成業務

(1) 報告書の作成

①事前登録簿の作成

事前登録をした方の名簿を地区別に作成し、提出する。

②予約運行実施報告書

予約日、予約した便、利用者名(年齢)、予約便を作成し、提出する。

③運行状況報告書

運転者、便別利用者数(停留所別の乗降者)、走行距離等を整理した運行状況報告書を作成し、提出する。

④運賃日報

徴収した運賃は毎日集計を行い、運賃の種別(通常運賃、割引の有無等)及び金額をまとめた運賃日報を作成し提出する。

(2) 報告書の提出

予約運行実施報告書、運行状況報告書、運賃日報は、運行を行った翌月10日までに市へ提出すること。なお、事前登録名簿は、令和4年3月31日までに提

出すること。

(3) 国及び県の公共交通運行補助金資料の作成

市の求めに応じて、国及び県の公共交通運行補助金資料の作成に協力すること。

1.4 業務遂行上の注意事項

(1) 事故処理

事故が発生した場合には、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を作成し、提出する。

(2) 苦情処理

運行について、利用者からの苦情等があった場合は、市とともに誠実に対応するとともに、苦情処理について苦情処理報告書を作成し提出する。

(3) 天災等による運行中止

①天災等により運行が難しい場合は、市との協議の上、運行判断をする。

②協議の上、中止とした場合は、予約していた利用者へ速やかに連絡すること。

1.5 業務執行体制

(1) 受託者は市の指示、監督のもとに本業務を行うこと。

(2) 受託者は、本業務に対する責任者を選任することとし、運行管理者及び整備管理者を設けること。

(3) 運行管理者は、運転者に対し、日常業務の指示、点呼、監督等の運行管理業務を実施すること。なお、点呼等の実施場所については、本市も使用権限を有するものとする。

(4) 整備管理者は、「8 車両の仕様」のとおり、適正な維持管理に努め、運行に支障がないようにすること。

(5) 責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにする。

(6) 運転者は、道路運送法施行規則第51条16の要件を備えた者とする。

(7) 運転者は、法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務を行うこと。

(8) 本業務には、十分な知識を有するものを運転者等に配置すること。

16 運行上の注意

- (1) 敷地内に停車する際には、人の通行や駐車の影響にならないよう十分に配慮すること。
- (2) 道路上において利用者を乗降させる場合には、車両左側（歩道側）からの乗降を基本とする。道路反対側に待機する利用者を乗降させる場合は、周囲の交通状況を把握し安全に乗車できるよう適切な誘導を行うこと。
- (3) 利用者が乗車する際には、予約した本人であるかどうかと、降車場所の確認をすること。
- (4) 利用者が予約した停留所に電話で告示した時間を過ぎても現れない場合は、オペレーターに一度連絡した上で次の停留所へ運行を再開する。
- (5) 乗車定員（9人）以上の予約があった場合は次の運行便を勧めること。増便は行わない。

17 成果品

上記の業務内容を遂行し、次の成果品を提出すること。

- (1) 事前登録簿 1部
- (2) 予約運行実施報告書 1部
- (3) 運行状況報告書 1部
- (4) 運賃日報 1部
- (5) 車両点検整備結果 1部
- (6) その他必要と認められる制作物

18 留意事項

(1) 守秘義務

受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、損失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。また、契約終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受注者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例及び別記 個人情報取扱特記事項に則り、適切な措置を講じること。

(3) 身分証明書の携行等

運行者は、常に身分証明書を携行すること。

(4) 疑義の解消

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず市と協議し承認を得ること。

(5) 著作権等

本業務に遂行により生じた著作権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を含む）、本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属すること。

19 その他

この仕様書に定めるもののほか、美山地域デマンド型交通運行業務に関して必要な事項は、市及び受注者の双方による協議により別途定めるものとする。

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

令和 3年 月 日

名 称 山県市
住 所 岐阜県山県市高木1000番地1
代表者の氏名 山県市長 林 宏優

利用者登録の方法

(1) 予約センターに電話します。

- ①氏名
- ②利用者登録を希望する旨
- ③電話番号 を伝えます。

お問い合わせ先
予約センター（山県市社会福祉協議会）
(0581) 52-3010
(平日 8:30~17:00)

- ①山県花子です。
- ②美山地域デマンド型交通の利用登録をお願いします。
- 連絡先は③**-****です。



(2) 面談を行い、乗降場所（マイバス停）を決定します。

- ・登録者の方専用の乗降場所を相談して決定します。
- ・面談は、お電話いただいた後日、社会福祉協議会の職員が、**ご自宅に伺い**実施します。



花子さんのご自宅近くの郵便ポストを乗降場所の目印にしましょう。

こんなふうに利用できます！

平和堂高富店に買い物に行きたい

行き

①予約の電話



明日の第1便で平和堂高富店まで1人をお願いします。

- ②マイバス停からバスに乗り、平和堂高富店で買い物。



帰り

- ①帰宅のためのバスを予約



第3便で山県バスターミナルからマイバス停までをお願いします。

- ②ハーバスなどで平和堂からバスターミナルまで移動
- ③バスターミナルからデマンド型交通に乗り帰り



利用方法

(1) 予約センターに電話します。

お問い合わせ先
予約センター（山県市社会福祉協議会）
(0581) 52-3010
(平日 8:30~17:00)

- ①氏名
- ②乗車日
- ③利用する便
- ④降車する停留所
- ⑤利用人数 を伝えます。

- ①山県花子です。
- ②明日の③第1便で④平和堂高富店まで
- ⑤1人をお願いします。

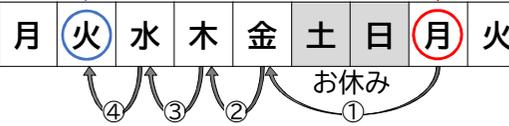


- ・乗車希望日の**4日前**から乗車する便の運行開始**30分前**までに予約してください。
- ・月曜日の第1便は、前の週の**金曜日の17時**までに予約してください。

月曜日に利用したい場合、予約の電話は火曜日から受け付けます。

予約受付開始

利用日



■予約時の注意点

- ・帰りに利用する便が分かっているときは、帰りの分もまとめて予約できます。
 - ・乗車定員（1路線9人）に達したら、予約の受付を終了します。予約の電話はお早めに！
 - ・予約を取消する時は、連絡が必要です。
- 《運転手さんへの伝言は予約になりません。》

(2) 乗車時刻を確認します。

では、**9:00**までに**最寄りの集合場所**でお待ちください。



(3) 乗車時刻までにバス停へ行きます。

集合場所
9:00



※バス停にいなくても、**時刻通り**に出発しますので、停留所へはお早めに！！

お問い合わせ先

運行について
公共交通全般について

山県市社会福祉協議会
山県市まちづくり・企業支援課

電話：(0581) 52-3010
電話：(0581) 22-6831